居宅介護支援
重 要 事 項 説 明 書

（令和８年６月現在）

社会福祉法人　八千代美香会
居宅介護支援センター中山朋松苑
船橋市二子町４９２－２６リコーパレス１０２号
電話　０４７（３０２）３２１２

１．　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

（電話・FAX・来所の方法）

電話　０４７－３０２－３２１２（午前９時００分～午後５時３０分）

それ以外の時間に関しては、０９０－８４９０－８００２で対応

FAX　０４７－３０２－３２１３（受付は２４時間可）

担当　　宮内　直美　　五十嵐　由加里　　進藤　麻子

２．事業所の概要

（１）居宅介護支援の指定事業者番号等

事業所名	居宅介護支援センター中山朋松苑
所 在 地	船橋市二子町４９２－２６リコーパレス１０２号
事業所番号	第１２７０９０５２５８号
サービスを 提供する地域	船橋市　市川市

（２）職員体制　※職員は全員介護支援専門員資格を所有しています

職　　種	人数（）は兼務	その他の資格
管理者	常勤（１）	主任介護支援専門員（1）
介護支援専門員	常勤　２	介護福祉士（1） 主任介護支援専門員（１）
合計	３名	

（３）営業時間

月～金	午前９時～午後５時３０分

※　祝祭日および１２月２９日から１月３日までは休日。

※　必要に応じての相談は２４時間対応可能とします。

３．当事業所運営方針

当事業所の介護支援専門員は、お客様が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、お客様の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう支援を行います。また要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行うことを方針としていますので、お客様におかれましてもご理解ご協力をお願いいたします。

また、サービスの提供にあたっては関係市町村、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、医療サービスその他の者との連携に努めるものとします。

４．居宅介護支援の開始からサービス提供までの標準的な流れ

⑴ 初回訪問

ア．重要事項説明書の説明と同意

特に以下のことについてご承知おきくださいますようお願いいたします。

※居宅介護支援の提供にあたってはお客様の主体的な参加が重要となります。お客様は介護支援専門員に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

※お客様は居宅介護支援事業者についても自由に選択することができます。

※お客様が病院等に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えてくださいますようご協力をお願いいたします（名刺を数枚お渡ししておきますので必要時病院の医師や病棟の看護師又は医療相談室などにお渡しください。名刺は診察券、健康保険証などと一緒に保管くださいますようお願いいたします）。

※介護支援専門員は、居宅サービス事業者からお客様にかかる服薬状況、口腔機能その他の心身または生活の状況にかかる情報の提供を受けたときは、それらのうち必要と認めるものをお客様の同意を得て主治の医師、歯科医師や薬剤師に提供することとなっています。

イ．居宅サービス計画作成依頼届出書の提出

ウ．契約の締結

エ．課題分析の実施、意向の確認等

⑵居宅サービス計画原案作成

ア．居宅サービス計画原案の作成と説明

イ．居宅サービス事業者の選択

⑶居宅サービス事業者等との連絡調整、情報提供

⑷サービス担当者会議の開催または照会

※お客様又はその家族の同意が得られる場合はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができます。

⑸居宅サービス計画の同意

⑹サービス提供開始

⑺実施状況の把握

※月に１回以上利用者の居宅を訪問し行うことを基本としますが、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとします。

ア　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

イ　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

（ⅰ）利用者の心身の状況が安定していること。

（ⅱ）利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

（ⅲ）介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

５．居宅介護支援の利用料金

（１）利用料　　料金表は最終ページでご説明します。

法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護給付がある場合は料金表１の自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて料金表１の料金及び加算等の合計額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書をお住まいの市町村の介護保険担当窓口に提出すると、後日払い戻しを受けることができます。

（２）支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月１０日までに前月分の請求をいたしますので、銀行振込、現金集金の方法で月末までにお支払い下さい。お支払いが確認できた後、領収書を発行いたします。

６．サービスの解約・終了

（１）お客様のご都合でサービスを解約する場合

文書でお申し出いただければいつでも解約できます。

（２）当事業所の都合でサービスを解約・終了する場合

事業所の閉鎖、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供が継続できない場合はサービスを解約・終了する場合があります。その場合は終了３０日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

（３）ハラスメント等の不信行為により解約・終了する場合

事業者は、職員が安心して業務を行える環境を確保し、適切なサービス提供を継続するため、お客様またはご家族等による「暴言、暴力、威圧的な言動」「過度または不当な要求」「長時間の拘束」「性的な言動や行為」「その他、職員の就業環境を著しく害する行為」であって社会通念上相当な範囲を超え、労働環境が害されると認められた場合（カスタ

マーハラスメント）には、状況に応じて指導・助言、サービス提供方法の見直し、サービス提供の一時中止、関係機関との連携等の対応、契約の解約・終了の対応を行うことがあります。

（４）自動終了

以下の場合は自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・お客様の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援状態と認定された場合

・お客様が死亡した場合

・お客様がサービス提供地域外に転居した場合

（５）その他

お客様やご家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

７．秘密保持

当事業所の従業員がサービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

８．事故発生時の対応

当事業所は、お客様に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、お客様の家族、市役所に速やかに連絡を行うと共に、必要な措置を講じることとします。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うこととします。

９．虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じ、適切に実施するための担当者を置くものとします。

（１）虐待の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

（２）虐待の防止のための指針を整備。

（３）介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施。

１０．身体的拘束等の行動制限

当事業は、居宅介護支援の提供にあたっては、お客様又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

１１．サービス内容に関する苦情

（１）事業所内の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談や苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談や苦情の窓口です。

☆受付時間　　月～金曜日の午前９時から午後５時３０分。ただし、祝祭日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

☆担当　　管理者　宮内　直美

☆電話　　０４７－３０２－３２１２

☆ＦＡＸ　　０４７－３０２－３２１３

（２）苦情解決第三者委員

お客様と事業所の中間的な立場で苦情解決を担当します。

・宮﨑　弘　（社会福祉法人八千代美香会 苦情解決第三者委員）

電話　０４７－４８２－８４９８

・小川　英明（社会福祉法人八千代美香会 苦情解決第三者委員）

電話　０４７－４３１－１４２１

（３）その他の相談・苦情窓口

当事業所で解決しない場合や直接申し立てしにくい場合などにご利用ください。

・船橋市介護保険課　　電話０４７－４３６－２３０２

・千葉県国民健康保険団体連合会　電話０４３－２５４－７４２８

１２．電磁的記録等

（１）事業者及び事業所の介護支援専門員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、運営規程において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。

（２）事業者及び事業所の介護支援専門員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、運営規程において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができます。

１３．当事業所の概要

【当事業所の経営】　　社会福祉法人　八千代美香会

【法人の所在地】　　八千代市村上６４１

【法人代表者】　　理事長　綱島　照雄

【法人の連絡先】　　電話　０４７－４８２－８６７０

【法人で行う他の事業】　介護老人福祉施設　　４

短期入所生活介護（介護予防含む）　５

通所介護（介護予防通所型及び介護予防

運動機能向上通所介護含む）　３

地域密着型通所介護　２

認知症対応型通所介護（介護予防含む）１

認知症対応型共同生活介護　２

小規模多機能型居宅介護　１

地域包括支援センター　３

在宅介護支援センター　３

居宅介護支援　６

保育所　３

【当事業所に併設の事業所】

在宅介護支援センター　１

料金表１　居宅介護支援費（Ⅰ）　令和　年　月現在

区　分	料　金	加　算　等
取扱件数 ４５未満 要介護１、２ 要介護３～５	１１，７７２円 １５，２９５円	初回加算　３，２５２円 入院時情報連携加算Ⅰ　２，７１０円 入院時情報連携加算Ⅱ　２，１６８円 退院・退所加算（カンファレンス参加有） １回　６，５０４円 ２回　８，１３０円 ３回　９，７５６円
取扱件数４５ 以上６０未満		

要介護１、２ 要介護３～５	５，８９６円 ７，６３１円	退院・退所加算（カンファレンス参加無） １回　４，８７８円 ２回　６，５０４円 ターミナルケアマネジメント加算 月　４，３３６円 緊急時等居宅カンファレンス加算 （月２回まで）　２，１６８円 通院時情報連携加算　５４２円 特定事業所加算Ⅲ　３，３４９円 介護職員等処遇改善加算 「料金」＋「加算等」の2.1%
取扱件数 ６０以上 要介護１、２ 要介護３～５	 ３，５３３円 ４，５７４円	

料金表２

交通費の実費	①車等の場合 サービス提供地域外の移動距離(Km)×１０円 ②公共交通機関の場合 サービス地域外の交通費の実費
文書の複写	１枚　１０円

※サービスを提供する地域内にお住まいの場合、交通費は無料です。